

# 富士川町農林業体験宿泊交流施設 「平林たはたの宿」宿泊約款

(宿泊約款のご案内)

富士川町農林業体験宿泊交流施設「平林たはたの宿」(以下、「体験宿泊施設」といいます。)の利用にあたっては、一般の旅館やホテルと同様に、宿泊客の皆様と当体験宿泊施設の間で、利用に関する契約が行われます。そして、この契約に関する約束ごとを法律上では「宿泊約款」といい、宿泊約款は、「この記載された内容に従って当体験宿泊施設の利用契約が行われます。」ということをご確認していただくためのものです。この約款に定めていない事項については、法令又は一般的な慣習となっていることなどが適用されます。

(予約受付時間)

1 当体験宿泊施設の予約受付時間は、午前9時から午後6時までです。

(予約のお申込み)

2 予約の申込みの際は、次の事項を確認させていただきます。

○宿泊される方の代表者氏名、住所、連絡先、人数、体験メニュー

○宿泊日と到着予定時刻、出発予定時刻

※利用の予約の際にご提供いただいた個人情報に関しては、富士川町個人情報保護条例及び施行規則に従い適切に取り扱います。

(宿泊契約の成立)

3 宿泊契約は、予約の申込みを当体験宿泊施設が承諾したときに成立します。

(宿泊のお申し込みをお断りする場合)

4 当体験宿泊施設は、次に掲げる場合、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

(1) 宿泊のお申込みが、この約款によらない場合

(2) 満室による場合

(3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序又は善良な風俗に反する行為をする恐れがあると認められる場合

(4) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められる場合

(5) 生活空間として利用すると明らかに認められる場合

(6) 同宿者に異常に恐怖感を抱かせたり、泥酔、異常な汚れによる異臭、騒音、奇声などにより、同宿者に明らかに迷惑を及ぼす恐れがあると認められる場合

(7) 施設の又は労力的に合理的な範囲を超える負担を求められた場合

(8) 身分を証する書類が不正なものであると認められる場合

(9) 料金の支払いを拒んだ場合、又は、支払いのための金銭を所持していないと明らかに認められる場合

(10) 施設内で宗教活動、政治活動を行うことが明らかに認められる場合

(11) 天災や施設の故障など、止むを得ない事由により宿泊させることができない場合

(12) その他、宿泊しようとする者が運営に重大な支障を与えると認められる場合

(利用者の都合による宿泊契約の解除)

5 利用者は、当体験宿泊施設に申し出て、宿泊契約の全部又は一部を解除することができます。この解除にあたり、お支払いいただいた宿泊料金は返還いたしません。

6 当体験宿泊施設は、利用者が連絡をしないで宿泊当日の午後 4 時になっても到着しないときは、その宿泊契約は利用者の都合により解除されたものとなして処理することがありますのでご注意ください。

(当体験宿泊施設が契約を解除する場合)

7 当体験宿泊施設は、次に掲げる場合、宿泊契約を解除することがあります。

(1) 利用者が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序又は善良な風俗に反する行為をする恐れがあると認められる場合

(2) 伝染病者であると明らかに認められる場合

(3) 旅行者とは見えず、生活空間として利用すると明らかに認められる場合

(4) 同宿者に異常に恐怖感を抱かせたり、泥酔、異常な汚れによる異臭、騒音、奇声などにより、同宿者に明らかに迷惑を及ぼす恐れがあると認められる場合

(5) 施設の又は労力的に合理的な範囲を超える負担を求められた場合

(6) 身分を証する書類が不正なものであると認められる場合

(7) 料金の支払いを拒んだとき、又は、支払いのための金銭を所持していない場合

(8) 当体験宿泊施設敷地内で宗教活動、政治活動を行った場合

(9) 天災など不可抗力に起因する事由により宿泊させることができない場合

(10) 指定の場所以外での火気利用や喫煙、消防用設備等に対するいたずら、その他当体験宿泊施設が定める「利用上の注意事項」に従わない場合、又は職員の手配に従わない場合

(11) その他、利用者の運営に重大な支障を与えると判断した場合

(宿泊の申請)

8 利用者は、宿泊日当日の到着時、当体験宿泊施設の受付において、富士川町農林業体験宿泊交流施設利用申請書をご提出していただきます。

(1) 利用者の氏名、住所、年齢、連絡先、利用目的

(2) 外国人にあっては、上記に加えて、国籍及び旅券番号の記載とパスポートの呈示及びコピー

(3) 出発日及び出発予定時刻

(4) その他当体験宿泊施設が必要と認める事項

※宿泊の申請の際にご提供いただいた個人情報に関しては、富士川町個人情報保護条例及び施行規則に従い適切に取り扱います。

(利用時間)

9 利用者が当体験宿泊施設を利用できる時間は、利用者の病気やけがなどの止むを得ない事情の場合を除き、午後 2 時から翌午前 10 時までとなっています。

10 当体験宿泊施設は、時間外の利用に応じることがありますので、ご希望の場合は、当体験宿泊施設の受付にお問い合わせください。

(利用の注意事項)

11 施設利用者同士お互いに迷惑をかけないように、また、皆様が快適に当体験宿泊施設の利用ができるよう「利用上の注意事項」を設けています。

各宿泊棟に用意してありますので、ご確認くださいませようお願いします。

(宿泊料金のお支払い)

12 宿泊料金は、次のとおりです。

宿泊棟	1棟料金	定員
宿泊棟 A ロフト無し	20,000円	4名
宿泊棟 B ロフト有り	25,000円	5名

13 宿泊料金は、到着の際、現金にてお支払いいただきます。

14 当体験宿泊施設を利用者に提供し、利用開始後、利用者が任意に宿泊しなかった場合においても、当日分の宿泊料金はお支払いいただきます。

(当体験宿泊施設の責任)

15 当体験宿泊施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の内容を実行しなかったり、又は異なった内容により利用者の不利益が生じた場合、その損害を補償いたします。ただし、それが当体験宿泊施設の責めに帰すべき事由によるものでない時は、この限りではありません。

16 当体験宿泊施設は、消防機関が交付する適マークの対象外施設(収容人員30人未満)ではありますが、防災施設の整備に努めるほか、万一の火災等に処するため、賠償責任保険に加入しております。

(駐車場の責任)

17 利用者が当体験宿泊施設の駐車場をご利用になる場合、当体験宿泊施設は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。

(利用者の責任)

18 利用者の故意又は過失により当体験宿泊施設が損害を被った時は、当該利用者は当体験宿泊施設に対し、その損害を賠償していただきます。

連絡先 富士川町農林業体験宿泊交流施設「平林たはたの宿」  
専用電話 090-7160-9061

平林交流の里「みさき耕舎」  
電話 0556-22-0168